

都市現象の解説 その2

都市の諸要素が変わることに関する一考察

○ 正会員 渡辺 治*

1 はじめに

その1では、都市の中で共通に考えられる行動を定義することから始め、そこから発祥する現象を連結し一つの図とする作業を行った。その2では、作成した図を基にしてさらに現象の性質を理解する為の分析・考察を行うことを目的としている。

2 「変容ルーチン」=変容の持続

その1の図2の矢印の向きに着目して、閉じている連続、つまりルーチンになっている現象の流れを取り出したのが図2-1である。ルーチンになっているということは現象が連鎖的に次の現象を起こし、また基の現象も起こすつまり「持続」することを表している。Aルーチンは交通関連の変容、Bルーチンは都心での商業の変容、Cルーチンは都心での業務施設の変容、Dルーチンは住宅地および商店街の変容を表している。増加し続けるまたは、減少し続けるという「持続」する変容には必ずルーチンが変容するメカニズムとして備わっていなければ、卵が床に落ちて潰れたままとするような、一時的な変化に終わるはずなのである。

3 「変容ルーチン」に於ける行政の役回り

今回発掘された変容ルーチンの中で行政が関わっている変化を図2-1で色分けした。どの変容ルーチンにも行政は関わっており、都市の変容を「持続」させる為、行政の「意志」が強く関わっていることが気付かされる。影響範囲を知る為に出ていく方向の矢印をさらに示したのが図2-2である。また同図では入ってくる方向の矢印も表示した。これはルーチンが加速する為または減速するようになるガソリンの役目をなすと理解することが可能で、例えば、都市経済が沈滞化して都心の集中が生じなくなるとP17からP14またはP13からP14への現象の連鎖作用が生じなくなりルーチンは消滅することになる。そうなると行政もP14の行為は控える。しかし、実際には経済が沈滞化すると、P14からP16またはP12への連鎖作用を期待するか、全体的な経済の活性化を期待して行政は公共事業として行動を起こすことは通常ありうることである。

4 ルーチン外も含めた行政の影響範囲

図2-3はルーチン以外のものも含めた行政の影響範囲と完全に影響外にある現象を示したものである。こうして見ると、都市の中の変容にはかなり行政の意志が支配して動いていることが理解できる。実際の現場では、各都市の都市計画課が現象を見極めながら、同時に政策的な意志(総合計画等)を受けて各現象に影響も意識しながら行う行政行為である。しかし、行政の影響内にある現象とその外にある現象を見比べると個人住宅や共同住宅等に及んでいないことや、影響範囲が都心に偏っている事実等から、都市経済の俗にいう発展に意識が向いていることが指摘されるだろう。同時にこのことは、現在の都市行政が住民の生活環境に意識が向いていないことの批判にも繋がる。

5 ノードへの着目

表2-1は現象に付随する矢印の方向に着目したノードを類型化した表で、表2-2はノードの内容を列挙したものである。ノードは大きくは、現象がそこで止まっているA・Bとその他に分けることができる。A・Bの内容は自己完結的な現象(P22, P23, P25, P29)(住戸レベル内での部屋や建物に関するもの)とそれが他の現象を生じさせないような終極的なもの(P2, P18, P30, P10, P20, P21, P28, P29)等が見られ、後者は住居専用地域に及んでくるような現象で寧ろ、ないがしろとなっているものである。Cは「公共集合」を表現している場合が多く、D・Fは次に幾つかの現象を誘発する可能性がある影響力が大きい現象であると見れる。また、Eは用途混合を表現している場合が多い。

特にA・Bの現象は個々の生活に関わる都市計画上の重要な箇所である可能性がある。

6 まとめ

都市の変化は動的であったことは自明であった。動的であるが故に波動を示す要素も幾つかある。そういった現象を解説する為には、動的な視点が必要とされるはずである。この考察はそういった動的な都市計画の為の前段として行ったものである。

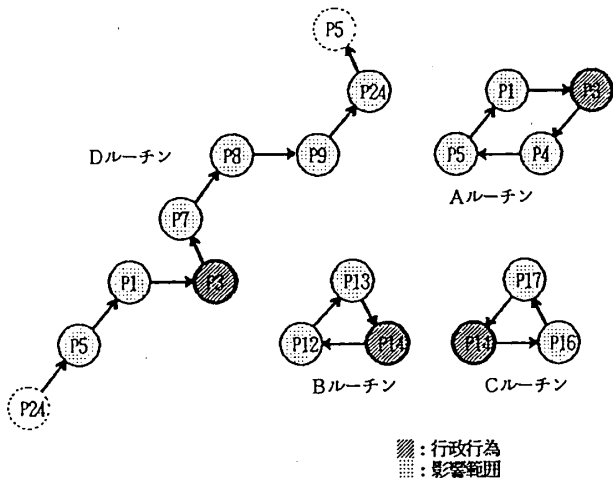


図2-1 相関連携図中の変容ルーチン

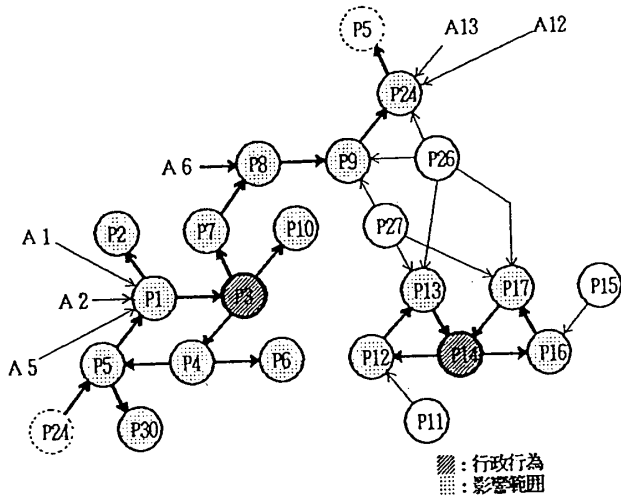


図2-2 変容ルーチン周辺の相関連携

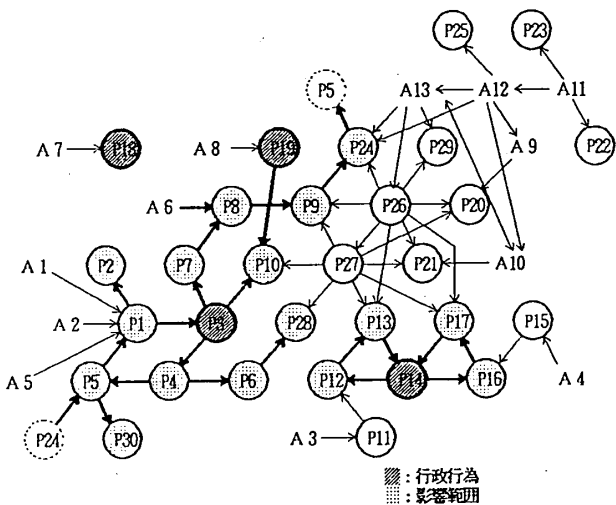


図2-3 行政行為と影響範囲

→○	P 2	P 1 8	P 2 2	P 2 3	P 2 5	P 3 0
A	P 1	A 7	A 11	A 11	A 12	P 5
↔○	P 1 0	P 2 0	P 2 1	P 2 8	P 2 9	
B	P 3, P 19, P 27	A 9, P 26, P 27	A 10, P 26, P 27	P 6, P 27	A 13, P 26	
→○	IN P 6	OUT P 7	P 1 1	P 1 5	P 1 9	
C	P 4	P 2 8	P 3	P 8	A 3	P 1 2
	A 4	P 1 6	A 8	P 1 0		
↔○	IN P 3	OUT P 4	P 2 6			
D	P 1	P 4, P 7, P 10	P 3	P 5, P 6	A 13	P 9, P 13, P 20, P 21, P 27, P 29
	IN P 8	OUT P 9	P 1 2	P 1 3		
↔○	A 6, P 7	P 9	P 8, P 27	P 2 4	P 1 1, P 1 4	P 1 3
E	IN P 1 6	OUT P 1 7	P 2 4			
	P 1 5, P 1 4	P 1 7	P 1 6, P 2 6, P 2 7	P 1 4	A 12, A 13, P 9, P 2 6	P 5
↔○	IN P 1	OUT P 5	P 1 4			
F	A 1, A 2, A 5, P 5	P 2, P 3	P 4, P 2 4	P 1, P 3 0	P 1 3, P 1 7	P 1 2, P 1 6

表2-1 ノード別現象の類型化

- A
 - P 2 : 道路沿線沿いに商店の誘発
 - P 18 : 郊外道路での交通渋滞の誘発
 - P 22 : 子供部屋を子供が使用する
 - P 23 : 増改築の誘発
 - P 25 : 子供部屋が空く
 - P 30 : 建て替え・移り住み等の時間・空間的集中現象 (F環)
- B
 - P 10 : 都市計画道路指定で道路拡幅された両側敷地の狭小化
 - P 20 : 通勤圏内に共同住宅の誘発
 - P 21 : 大学近辺・通学圏内に共同住宅の誘発
 - P 28 : 建て替え、敷地の細分化、共同住宅化
 - P 29 : 空地・空き家に人が住む
- C
 - P 6 : 交通の利便増大による地価高騰
 - P 7 : 駅利用者の駅への集中現象
 - P 11 : 都心商業地域に一時的な人口集中
 - P 15 : 昼間に中心業務地区に集中
 - P 19 : 行政が街路の直線化・道路の拡幅
- D
 - P 3 : 行政による道路拡幅、公共交通の充実、道路の増設
 - P 4 : 自動車、公共交通手段による移動の利便性の増大
 - P 26 : 住居が空になる
 - P 27 : 住宅の建て壊しの誘発
- E
 - P 8 : 駅周辺の商業の誘発
 - P 9 : 駅周への住宅地に商店の混在の誘発、環境の変容
 - P 12 : 中心業務地区及び週へに商店の誘発
 - P 13 : 中心業務地区周辺の住宅地への商業の混在の誘発
 - P 16 : 業務施設の誘発
 - P 17 : 都心業務地区周辺の住宅地への業務施設の誘発
 - P 24 : 新築住宅の誘発
- F
 - P 1 : 中心市街地付近での交通渋滞の発生
 - P 5 : 郊外住宅地開発の誘発
 - P 14 : 商業混在率が高い地区に対して行政による色の塗替え

表2-2 ノードの内容